

第49回 個人型年金規約策定委員会

会 議 録

国民年金基金連合会

第49回個人型年金規約策定委員会会議録（案）

1 開催日時 令和2年3月5日（木） 10時00分～

2 開催場所 国民年金基金連合会 9階会議室

3 委員定数 9名

4 出席委員 9名

荒井 恒一委員

伊藤 彰久委員

鈴木 由里委員

高瀬 高明委員

辻 松雄委員

長沼 建一郎委員

原 佳奈子委員

森戸 英幸委員

国民年金基金連合会理事長 松下 睦

5 議 事

（議案）

（1）令和2年度 個人型確定拠出年金事業計画（案）

（2）令和2年度 国民年金基金連合会予算（案）

[確定拠出年金事業経理]

（報告事項）

（1）個人型年金規約別表の一部変更に係る理事長専決事項

（2）指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

（3）個人型確定拠出年金の制度改正について

6 議事の経過要旨及び議案の議決の結果

- ・ 委員改選があったため、連合会理事長が議長を代行し、開会を宣言した後、委員長の互選が行われ、森戸委員が委員長となった。
- ・ 理事長は、委員長に議長を交代し、委員長より、委員長代理に長沼委員を指名し、了承された。
- ・ 事務局から出席状況について、委員及び連合会理事長のうち定数9名中9

名が出席し、個人型年金規約第14条の規定による定足数を満たし委員会が成立していることが報告された。

- ・ 以下2議案について審議され、全委員一致で原案通り可決された。

(1) 令和2年度 個人型確定拠出年金事業計画 (案)

(2) 令和2年度 国民年金基金連合会予算 (案)

[確定拠出年金事業経理]

<議案>

事務局より次の議案について説明が行われた。

- ・ 議案(1)の令和2年度 個人型確定拠出年金事業計画 (案)
- ・ 議案(2)の令和2年度 国民年金基金連合会予算 (案) [確定拠出年金事業経理]

<質疑>

高瀬委員： コールセンターに控除証明のときに入電が増えるという話ですが、控除証明とどういうつながりで質問がくるのですか。

事務局(大場部長)： まだ控除証明書が来ないとか、送られてきたけれどもどこかにいってしまったので再発行してほしいとか、そういった問い合わせを頂いております。

高瀬委員： そういうことで、増えるものですか。

事務局(大場部長)： はい、実績としてそうなっております。

高瀬委員： 来ないっていうのは、最終的には来るわけですね。

事務局(大場部長)： 最終的には来ますけれども、まだ来てないがどうなっているのかといったようなご照会等がございます。

高瀬委員： 控除証明書がいつごろ行くかということは、あらかじめ連絡してないのですか。

事務局(大場部長)： あらかじめ各加入者の方にはしているというわけではありません。

高瀬委員： だいたいいつごろ行きますというのは、加入のときに説明しないのですか。

事務局(大場部長)： 手引きを配布しておりますが、だいたページも多いので、隅々までお読みになっていないのではないかと考えおります。

高瀬委員： 何か事前の案内でコールセンターの問い合わせを減らせることができるのであれば、考えたほうがいいのかと感じました。

鈴木委員： その控除証明についてですけれども、私自身も確定申告というものをしておりますので、この控除証明の問い合わせが多くなるというのはよく分かります。

普段は気にしていないので、あるときに気が付いて、来てないとか、心配になって問い合わせるということです。こういうことはよくあることと思います。ですから、問い合わせが増えるというのはすごく理解できますが、例えば、もう発行してある、実質既に発行済みなのにまだ来ていないとなったときに、オンラインで再発行を申請できるというふうにはなっていないのでしょうか。もしなっていないければ、今後そういうシステムを作成するご予定はあるのかというところをご教示いただければと思います。

事務局(大場部長)： 現状は、オンラインではなくてアナログでやらせていただいておりますけれども、オンラインでやります場合には、仮にそういうことですと個人情報になってまいりますので、本人確認をどう行うか、あるいはそのためのシステム整備をどうしていくかということが論点になってこようかと思います。

鈴木委員： ご参考までですけど、実は最近、小規模企業共済のほうで、私がおその控除証明を受け取りそびれてしまって、再発行をお願いしたんですけど、それはオンラインで対応ができて、非常に簡単だったので、小規模企業共済のほうがどういうシステムを組まれているのか分かりませんが、非常にシンプルなシステムだったので、そういうのも参考になるかと思います。

荒井委員： 今の事務処理の関連ですけども、そのコールセンターでいくと、11月はその控除証明で多いということでお話がありましたけども、平均して入電が2万2,000件であって受電が1万件で、だいたい半分ちょい欠けるぐらいしか電話が取れていないということでしょうか。

事務局(大場部長)： 年間トータルして、分母分子を比べますと、そういうことになると思います。

荒井委員： そうすると、電話をかけても、つながらないとか、混んでますみたいなアナウンスが流れるような話にたぶんなると思うんですけども。不満がたまることになります。そういう、毎年、コールセンターの体制も充実しますということで、それは取り組みとしてこうやっていく必要は大事なことだと思いますけども、これだけ加入者が増えていてこれからの予想も増えていくと、3割ぐらい増えていくということだと思いますので、この先ずっと持たせるためには、体制を持たせてそれから加入者の方とか、要するに問い合わせる方の不満が高まらないようなことをやっていかないと、持続性がやっぱり大丈夫なのかということがあると思います。

今お話があった IT を使ってというのもそうだと思いますし、もう少し、取りあえず 2020 年度は人を増やしてやってくってということのご説明もありましたけれども、もうちょっと先を見越した準備ということで、オンライン処理の開発もされるということですので、その満足度を高めるというか下がらないような形で、いろんなことをやって行くのが大事だと思います。

事務局(大場部長) : 今のオンラインでの事務が可能かどうかというところは、研究をさせていただきたいと思います。ただ、このオンラインでやるという動きがあるのは承知しておりますけれども、本人確認などをどうするか、そういったところが論点になるものではないかと考えております。いずれにしても研究をさせていただきたいと思います。

森戸委員長 : 2 回かけたら、平均すれば取ってもらえるっていう理解でいいですか。

事務局(大場部長) : 確率論的には、そういうことになるかと思います。

森戸委員長 : あと、今も出ましたけど、チャットとかそういうので今、こういうのをやっているところも多いので、そういう検討もされていると思いますけど、本人確認が要らないでできることもあるかもしれないし、そういうご意見だったと思いますけど、なるべく効率的に、そういうお問い合わせとかに対応する、定型的なものもたぶんあると思うので、そういう検討っていうのは、なされる必要があるかなと。それをされているとおっしゃったと思いますけど、一応コメントです。

原 委 員 : iDeCo プラスについて、これは第 1 号議案の計画のほうですけども、iDeCo プラスが非常に、申請する事業主の増加ペースが上昇しているというご報告だったと思いますけれども、その中で、受付、内容確認等の事務を外部委託するということだと思いますが、事務体制の強化っていうのは引き続き図っていただきたいということと、こちらについては、事業主への説明が非常に重要になるので、そういう意味ではコールセンターを分けるとか区分するとかも検討課題と思います。

あとは広報につながってしまうのかもしれませんが、この先、例えば中小企業であることが多い社労士とか税理士さんとかへの周知徹底とかそういったことで、さらに上昇といいますか、iDeCo プラスは、特に厚生年金基金の解散企業等でプラスアルファということで、なかなか企業型 DC、簡易型含めて難しいというところがあると、私の周りの社労士のからも iDeCo プラスに加入している企業が

増えてきているということの情報を得ています。あと、荒井委員がいらっしゃるからあれですけど、日本商工会議所にも、ぜひご協力いただけるかなといった部分と今度、対象企業規模が300人以下ということになりますので、そういった退職給付制度とか企業年金といったものに詳しい方を、ぜひたくさん増やしていただきたいということもあって、事業主の方や人事の方等への研修会の中に iDeCo プラスという部分も含めて、やっていただくということが必要かと思えます。

もう一つ、また広報についての計画の中で、最後のところに、国民年金基金の啓発広報と連携した取り組みを行うという1文がありましたけれども、やはり国民年金基金、DBの方との連携をぜひ進めていただきたいと思えます。ホームページ等、いろいろあると思いますが、自営業とかフリーランスとか、今こういってコロナの話でも出てきましたけども、フリーランス、自営業の方が増えてきている中で、老後の保障、所得確保という意味では、この iDeCo もそうですし、国民年金基金もぴったりだと思えますので、そういった意味では厚生年金保険がない、こういったフリーランスとして働いている方への広報活動を、ぜひ国民年金基金と連携してやっていただくということは、組み合わせとか、iDeCo のみとかいろんなパターンがあると思えますけど、そういうのをしっかり強化していただくというのは、個人的にもありがたいことで、良かったと思えますし、是非進めていただきたいと思っております。

続けて第2号の予算案についてなんですけれども、拝見させていただいて、まずシステム開発の長期借入金についてなんですけど、年度末の予定貸借対照表とか、最後にご説明があった収支見通しの中のページにも載っていますが、この借入残高、6年度までに完済、完了というふうにされていますけれども、今年の法改正があった場合、またシステム開発費とかが必要になってくると思えますので、その辺りの、今後の動向で分からないかと思えますが、返済原資というか、どういった借入れ、お金の調達をされるのか、加入者も増えていくと思えますけれども、どういうふうに見込まれているのか。

また、これが手数料なのか借入金なのかというところで、また変わってくると思えますので、もし現時点でそういった見込みがあれば、ご教示いただきたいというのと、返済原資というか、どういふふうなシステム開発部分がプラスアルファで入ってきて、この収支

の見通しがどう変わってくるのか、その辺りはまたそのときかもしれませんが、この部分の確認をさせていただければと思います。

あともう一点、自動移換金については、特定業務会計のところにあると思いますが、これ元々は制度が始まる時から、この自動移換金というのは課題というか、やはり6カ月以内に手続きしていただければいいんですけれども、30年5月の改正で、自動的に移換戻しという形をされていると思いますが、この辺がいろいろ増えたり、あと累積で見ても額が大きくなってきていると思いますので、改正によって事業主への通知とかそういったことが始まったりしますし、自動的に企業型のほうに移換したりとかってということもありますけれども、金額が大きくなるというところを含めて、動かしようがないところかとは思いますが、その対策というかそういった予定がもしあれば、お聞かせいただければというふうに思っております。

事務局(大場部長)： まずシステム関係でございますけれども、おととい法案が決定されて、国会審議は今後ということで、法案成立が前提でございますけれども、私どももこの法の施行のために必要な開発費につきまして、予定どおり成立する場合には本年度から必要になってくると思っておりますので、その辺の経費の精査、それからその経費をどう賄っていくかということも含めまして、今後精査、整理をして、また改めてご提案をさせていただきたいと考えております。

自動移換の関係でございますけれども、平成30年5月から申出なしで移換戻しができるという制度が開始になりまして、本年度200億円はお返しができるという見通しでございますけれども、引き続きこの仕組みを適切に活用していきたいと考えております。より抜本的な見直しにつきましては、厚労省にお願いしたいと考えておりますし、厚労省と連携してわれわれとしても検討したいと考えております。

それから最後に iDeCo プラスの周知、普及啓発でございますけれども、ご指摘がございましたように、今度の改正案の中に事業規模300人以下に引き上げるというのも入っておりますので、300人以下に拡大という契機も的確に捉まえて、積極的に普及に取り組んでいきたいと考えております。

松下理事長： 先ほど、荒井委員と原委員からコールセンターの件についてご指摘いただきましたけれども、われわれも現状、こういう状況になっ

ているということについては非常に重要に受け止めており、実際本年度につきましても、コールセンターの要員については、5名の増員を既に、昨年6月に図ってきたところであります。

私どもも、今、週次でセンターの状況をウォッチしていますけれども、実際のところ、波が結構あって、連合会とかから送付物が届いた直後は、必ず数字が、入電の数が跳ね上がる状況でして、何も無い平時ですと9割ぐらいをだいたい応答できているときもあれば、極端に5割を下回るというような状況にもありまして、先ほど原委員がおっしゃった、その中には、事業主の方からのご照会もあり、結構増えるケースがありますので、われわれの中で今検討していますのは、事業主経由のお問い合わせと加入者の方のお問い合わせのルートを少し分けるといったようなことも含めて、考える必要があるかなと思っております。

それからさっき説明がありましたように、特に一番反応の多い控除証明のところの季節的な要因の増加に対しては、人員の増加ということを来年度計画で対応していきたいということですので、来年のこの席ですぐに成果が表れるかどうか分かりませんが、少しでも応答率改善に向けて、引き続き努力をしていきたいと思っております。

辻 委 員： なかなか、私どもも相談所というものを持っていますけれども、やはり受電率、入電と受電で差というものがあるわけでありまして、それは全ての人の要求に応えようと100パーセント受けられるようにしようとすると、人数も多く雇わなければいけませんし、当然コールセンターという形も使っておりますけれども。ここにも書いてあります iDeCo の公式サイトですかね、こちらのほうによくある質問コーナーみたいなものもあるでしょうから、そういったものを事業者用にも作ったりして、そこで回答できるものは回答していくというような工夫をされてはいかがかというふうに思っております。これは私の意見でございます。

事務局(大場部長)： 公式サイトにつきましては、本年度改修させていただいておりますけれども、今後その効果測定もさせていただいて、さらに分かりやすい内容にしていく努力を続けていきたいと考えております。

伊藤委員： 先ほど原委員のほうからもお話があったところに関係しますが、私、推計のところはずっと、この間こだわってきていますけど、また今日の資料についても確認をさせていただきたいと思います。

推計って、手数料につながる重要なデータだと思いますので、今

回特にまた社保審で去年末にまとまった議論の整理でも、国基連が手数料を再設定すると明確に書いてあって、手数料が上がるものと思われるわけですから、納得できる説明とその透明性が一層重要になると思っていますので、ちゃんとやっていかないといけないと思っています。

まず確認ですけれども、資料 1 の 5 ページの加入者の推移見込み件数について、ここで赤い予算推計と書いてあるこの予算推計っていうのは、どの時点の推計かというのを教えていただきたいのですけど。おそらく 30 年 9 月の推計ということが 1 つの質問です。

それからあと、今回の推計で、予算のほうの資料 2 のほうの後ろのほうの資料、11 ページ、12 ページで出てきますけど、この間それを何回も言っていますが、推計方法が 30 年推計までとそれ以降で大きく変えているところがあって、連続性があんまりないと思っています。

今回この資料 2 でお示しいただいている参考資料 1、11 ページ、これは、去年の 9 月時点の将来推計とは推計方法は変えていないのかということ、まずこの 2 点について教えてください。

事務局(大場部長)： まず資料 1 のほうでございますけれども、5 ページの予算推計のグラフがございますけれども、こちらは昨年の今の時期に推計したものでございまして、30 年度に推計をさせていただいた数値でございます。

それから資料 2 のほうでございますけれども、11 ページの加入者将来推計で、今回推計方法が変わっているかどうかということでございますけれども、今回は加入者につきましては、30 年度から令和 1 年度にかけては、減少傾向が見られているということで、この傾向を踏まえまして、令和 2 年度につきましては数値を下げております。昨年におきましては、むしろ 30 年度から令和 1 年度は新規加入者が増えるという推計を立てておりましたけれども、今回はそれを修正させていただきまして、令和 1 年度から 2 年度にかけては、数値が減少するというふうにさせていただいております。

伊藤委員： ありがとうございます。1 点目のほうは、昨年というと、令和元年の 9 月になりますけど、30 年とおっしゃっていて、どっちなのかなと。30 年ですよ

事務局(大場部長)： はい、30 年 9 月。

伊藤委員： 分かりました。30 年推計との差っていうのは、もはやあんまり関係ないかもしれないですけど、かなり乖離(かいり)が出ていると

というのが数値で見えるわけです。

それで今回の推計ですけども、おっしゃっていただいたように、R1 年度が減っているんで、R2 年度も合わせて減らしたというのですけれども、それだけではなく、30 年度の足元も確定の数も変わっているから、R1、2 と下げているということで、その数がやっぱりかなり大きいと思っております。今日はその過去との比較ができる資料はないんですけど、新規加入者で 3 万……R1 年度で前回推計では 3 万 8 千人も少ないっていう下方修正しています。R2 年度について約 5 万人の新規加入者の減と、トータルでいっても 4 万人、左側の 37 万 5 千人のところは 4 万人下方修正となっているので、かなり大きいと思えます。

それについて、次のページの十……ページが書いてない、12 ページの収支見通しのほうも、手数料収入っていうのが R2 年度は、1 億 6,600 万円減っていて、そこを剰余金とあと繰入金っていうことで、もう前年度分をすぐ使っちゃうっていうことで穴埋めしている構造になっているというのが分かりましたが、結果的に、去年のこの時点で示していただいているときは、返済期限が 5 年度っていうところですね、去年、平成 35 年って書いてあったんですけど、平成 35 年に完済できるっていうのが去年示されていて、今年はやっぱりそれ無理でしたっていうことで、令和 6 年度に完済できますという推計に変わっているものですから、それに先ほど原委員がおっしゃったようなさらなるシステム改修が必要だということになりますので、ちょっとここは甘くはやっぱり出さないほうがいいと思えます。

最後に聞きたいのが、R3 年度以降の将来推計、11 ページのほう、36 万人で固定しているところは去年と変わらないわけですけど、今言ったように、足元ではトータル 4 万人とか減るよっていう、R2 年度で 4 万人減るよっていうこと出しながら、3 年度以降は 36 万人で固定とする理由を、やっぱり納得性があるので説明いただきたいと思えます。

事務局(大場部長)： この 3 年度以降で月 3 万件につきましては、昨年度同様の数値にさせていただきます。今回、特に見直しをさせていただくような確たる論拠もないということで、引き続き据え置きをさせていただきます。ただし、今回オンライン化を提案させていただきますけれども、オンライン化の導入によりまして今後加入が増える、あるいは業務が効率化する、そういった点は想定できま

すので、その辺をどう見込んでいくかということにつきましては、引き続き情報収集をさせていただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

伊藤委員： 時間があれですね、もうこれで終わりにしますが、あの推計って、去年までも、いつもこういう話をすると、なかなか推計は難しいというお話で終わってしまうのですけれども、これからは、さっき言いましたように手数料を引き上げるというメッセージがもう出ていて、見直すというメッセージが出ていて、より手数料に対する説明が求められると思うので、やってみないと分かりませんということでは納得してもらえないと思うのです。その辺はより精緻に検討していただきたいと思います。以上です。

長沼委員： 3点ほどコメントのようなことだけ。全般に異論ありませんが、3点ほどコメントのようなことだけを申し上げたいと思います。

第1には伊藤委員がおっしゃったことですが、将来推計のやり方、その都度いろいろ変わってご説明いただくんですけれども、前と比べてみたいという感じを持つことは多いので、これも何年前かに申し上げたのですが、前とどこが変わったのかを明示いただけると、話は少し理解しやすいかなという感じがします。また直近、今伊藤委員がおっしゃった、足元で落ちているのに先はこのまま伸ばしていいのかというふうなことも、これも数年前に言ったことがあるのですが、それでいいのかというような点は検討いただければと思いますし、以前、これも数年前に、前の推計と今回の推計というふうに比較対照して出していた年もあったのですが、何か今回の推計は前とどの辺が違うというふうなところが見やすいと、議論しやすいような印象があります。

第2に、先ほどコールセンターの話で盛り上がったのですが、これも前からやっていると、たぶん入電受電の比較を出していただいたのは本年度が初めてで、その意味では、非常に積極的に情報開示していただいたので、先ほどのような議論が可能になったというふうに思っています。その点は事務局に大変感謝したいと思います。その上で理事長が、各委員がご指摘いただいたような方向でやっていくのがいいんじゃないかというふうに思います。たぶんこの時期、保険会社なんかも、もう電話取れば控除証明届かない、控除証明なくしたっていうのばかりなので、突出しているというふうな点は仕方ないと思いますので、たぶん入電受電の対照っていうのは、児童虐待なんかでも全然取れないっていうような話があるので、

それと比べればかなり健闘していると思いますけれども、さらにかかるといふことができるようにできればいいというふうには思います。その意味で、併せて控除証明について本人確認が大事な点というふうな点も理解できるところもあるので、それと手続きの簡略化とどうマッチングさせるか、ご検討いただければというふうには思います。

最後に、それとの関係ですけれども、加入手続きについて事業計画の来年度の最重要項目としてオンライン化を進めるということで、まさに、ここも本人確認がとても大事で、最近はかんぽで大変な議論になっているわけですが、あれは自署で押印しても本人の意思ではなかったというようなことが話題になっている中ですので、オンライン化自体に反対するものではありませんが、この時期にオンライン化して、実は本人じゃなかったみたいなことがあると、あのとき何をしていたというふうな話になりますから、重々慎重に進めていただければというふうに要望しておきたいというふうには思います。以上3点です。

事務局(大場部長)： 慎重にというご指摘は承知いたしました。

それで本人確認のやり方としては、これはN I S Aで既にオンライン化が進んでおりますけれども、写真付きの公的身分証明書、これを画像化していただいて提出していただくということを基本に考えてございます。

それから最初に将来推計のご指摘をいただきまして、一応、昨年とどこが変わったかというのは、下の細かい字のほうには記載させていただいているところがございますけれども、そもそも字が全体的に小さくて、文章も文字が小さく見にくいところがあるかと思っておりますので、今後改善をさせていただきたいと考えております。

伊藤委員： 第1号議案の2ページの(4)に2号加入者の届け出事務のところで、これも2~3年前からですか、複数のRKが1社に、事業所に刺さるときには、RKさんからじゃなくてこちらの国基連側からいろんな連絡をもらったりしているという話ですけれども、これは確かに、複数のRKから会社のほうに、事業所のほうに連絡が来ても、何ですか、2回目のほうっていうか、2つ目のRKから後で来たときに、もうやったからいいやって忘れられちゃうとか、そういう問題があるというのは良くないから、まとめて国基連側でやるというのはいいことだと思っておりますけれども、ずっと検討、調整と言われて数年たっていて、じゃあ1社しかいない、わが社のiDeCoをやっている人の、たまたま担当RKが片側だけだった

というような場合だと、その RK さんがその会社にいろんな連絡をしたり、資料を届けたりというのは、それでいいんですか。

事務局(大場部長)： 今ご指摘いただいたような事務分担を RK との間でやってごさいますけれども、それは本年度の暫定的な位置付けということで、来年度以降、これをどうしていくのか、そもそもこの事務全体をどういうふうに整理していくのがいいのか、そういうようなことを RK あるいは厚労省と相談、検討をさせていただくというものでございませう。RK からは、規約上、連合会の事務になっているのではないかとといったようなご意見も頂いております。

一方、私どもとしては、法的には契約上、RK の事務になっているのではないかと考えているところでございませうけれども、そういった法的な位置付けも含めまして、今まさに厚労省とも相談をさせていただいているところでございませう。

鈴木委員： 最後にこの iDeCo に関する啓発広報およびさらなる加入推進という、これは事業計画案の 2 ページのところですが、さらなる普及の啓発活動に関連してなんですけれども、そもそも年金制度というものの自体が、いろんな制度がありますので、国民に分かりづらいうのがまずあるのではないかなと思っております、iDeCo の説明をする際に、全体像が分かったほうがいいのではないかなと思っております。

他の制度、例えば 2 号と 1 号がそもそもありますし、全体としてどういう、もちろんウェブサイトを見れば分かるのですけれども、たぶんそういうところも含めて、特に若い世代の方たちには、iDeCo というのは、そういう全体の日本の年金制度の仕組みの中のこの部分だということが分かるような説明を心掛けたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

というのは、他方で NISA がありますけれども、今般の金融庁のほうでされている法案改正で金融商品仲介業というものを創設いたしますが、従前は銀行の商品は銀行、代理業がやるとか、証券会社の商品については証券会社の金融商品仲介業がやるとか、保険だったら保険の代理店であるとか保証人であるとかっていう縦割りでやっていたのを、簡易なプロダクトについては一本化する資格を別に作りましょうという話になっている。それは元々の発想は、国民の老後の資産形成っていったときに、別に預金……縦割りでいろいろ説明されても、全体として、一人一人が全体としてどういう資産形成をすればいいのかっていう話なので、横串で見ないと、各人

の資産形成をどうすればいいのかというのは、一人一人がちょっと分かりづらいということもあって、そういう横串を挿す資格を新しく作るということになりました。

そういう発想からしますと、そういう自助努力で資産形成する、他方でこういった公的なもの、あるいはこういう iDeCo といったように個人で拠出して作っていくもの、トータルでどうなるのかというのがもう少し見えたほうがいいのかと思うので、そういう観点でちょっと分かりやすい説明をお願いできればと思っております。

事務局(大場部長)： 制度の周知に当たっては、ウェブの活用が大変有効だと思っております。今回、公式サイトも、全体の中でのこういった位置付けであるとかそういうことも含めて、より分かりやすくということで見直しをさせていただいたところでございますけれども、これはこの2月にやったばかりでございますので、効果なども把握させていただきながら、またよりよく改善をしていきたいと思っております。

原 委 員： 今ちょっとお話が出たので、広報について再度お願いというか意見というかコメントですけれども。やはり iDeCo を含めた年金制度、公的年金、私的年金、企業年金、個人年金あつての全体像っていうものがあつて、その位置付けっていう意味で、そういった、何ていえばいいんでしょうかね、年金制度の全体像があつて、自分は公的年金では何に入っているのかとか、企業年金がどういうものがあるのかとか、いや、働いている人にも企業年金ないところもありますし、そういった年金制度の、老後の所得確保を考えたときには、まずやっぱり年金制度というものの縦軸ですね、よくいわれる1階、2階、3階じゃないですけれども、そこにどう自分が当てはまっているのか、現在3階の部分に入っているものがあればどういったものに入っているのかっていうのを、まず、これはちょっと個人的な意見かもしれませんが、よく金融機関とかで研修させていただくときは、年金制度、公的年金制度がもうベースにあつて、その年金制度の体系が軸、軸といたらあれですけども、それを軸にして、まず縦串で考えていただく。

もちろんあるところで、もう金融機関さんでも、iDeCo の取り扱いがこれから始まるということで、まさに今、やっている最中ですが、まずその金融機関さんにも同じような制度があると。共済とかがあつてと。そこと比べちゃうと、圧倒的に iDeCo のほうが有利といいますか、安全性というのがあつて。ただそこをあえてどう説明するかって、やはり難しいと思うのですけれども、そういった意

味ではニュートラルに、例えば iDeCo 対 NISA みたいな比較というのは、ちょっと違うのではないかと思っているのですけども、やはり年金制度の中にあるもので法律に基づく制度であるので、そういったものをまず縦軸で理解していただいて、そして個人年金のところ、あるいは貯蓄でももちろんいいんですけども、その部分で iDeCo っていうものがあって、もし金融機関の方とかもそれをきちっと、自社の個人年金保険等あるところであつたら、でもそれもあるけれども iDeCo もきちんと理解しようというふうに思って動いていただいているので、そういった意味では、やはりそういう、難しいですけども、そういういろんなところでの、ホームページもそうですが、地道ないろいろ、先ほど講師派遣とかってありましたけれども、金融機関さんでも一生懸命、どう得意先とか営業の方が説明するかっていうジレンマみたいなものがあると思うのです。自社の商品と iDeCo という部分で、そういった部分も含めて、それは相当あれですけれども、ただやはり iDeCo の、きちんと、中立的に、税制優遇も含めたメリットとか、そういった老後まで引き出せないところとかそういうのをどう考えるかと、老後に特化したものであるとか、そういう部分がきちんと説明していただけるようになっていると思うので、やはり年金制度を軸にして考えていただきながら、ホームページプラス全国各地での運動、キャンペーンじゃないのですけれども、全国に届くような何か、何かはちょっと浮かびませんが、ここにはいろいろ講師派遣の方あるんですが、金融さんに対してもそのような形で、お客さまと接する方に対してなんですよね、にもきちっとした、これからも、これまでもやってらっしゃると思うのですけれども、引き続きやっていって、iDeCo に対しての普通、きちっとした位置付けみたいなところで、意義とかそういったところを説明していただきたいなというふうに思っております。

事務局(大場部長)： 承知しました。

辻 委 員： 金融機関という話があったものですから。一生懸命銀行も説明しているのですけれども、そもそも制度が複雑過ぎてですね。一つはこちらに資料お配りしていただいていますけれども、この参考資料の iDeCo の制度の概況ですが、こちらの 2 ページ目に、公的年金についてはこういう仕組みだというのが書いてありまして、その上に iDeCo が上に載っている形ですけども、そもそも拠出限度額一つ取りましても、この下のどこに入って、それぞれ DB なのか DC なのかとか、そういったことによって実は拠出限度額も変わってしまうと

いう複雑さがあるものですから、なかなか銀行員も説明するのが大変ではあるのですけれども、私どもも毎年、拠出限度額なるべく統一してくれということもお話しているのですけれども、なかなかその部分は通らない話でありまして、引き続き一生懸命努力はしていくつもりですし、それぞれ銀行員の方もフィナンシャルプランナーの資格を取ったりして、勉強もしていますので、引き続き努力はしていきたいというふうに思っております。そもそも、制度の限度額を、これだけ複雑ではなくて一本化していただいたほうが皆さんには分かりやすいというふうには思っております。

森戸委員長： そのほかになにかご質問ございますか。いかがでしょうか。

それでは、ご質問もないようですので、2議案について一括して議決したいと存じます。第1号議案は令和2年度個人型確定拠出年金事業計画（案）、第2号議案は令和2年度国民年金基金連合会予算（案）〔確定拠出年金事業経理〕、両案について原案通り決することにしたいと思いましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

森戸委員長： ご異議がないようですので、2議案について原案どおり決することにしたいと思えます。また、ただ今承認されました事業計画（案）及び予算（案）につきましては、今後、厚生労働省の認可が必要ですが、その過程において、仮に変更があった場合は、その取扱いについて委員長の私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

森戸委員長： ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことにさせていただきます。議案は以上でございます。

<報告事項>

事務局から「(1) 個人型年金規約別表の一部変更に係る理事長専決事項」、
「(2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由」について説明が行われた。

<質疑>

森戸委員長： 指定運用方法の選定理由ってというのは、何か公開されるものなの
でしょうか。

事務局(大場部長)： はい、このフォーマットにつきましては、公開を既にさせていただ
いております。

森戸委員長： 各金融機関の人が、他の会社が何て書いているのか見られるとい
うことでいいですか。

事務局(大場部長)： 結構でございます。

森戸委員長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。報告事項、今2
点ありましたけども、こちらの資料はよろしいですかね。はい、あ
りありがとうございます。

<報告事項>

事務局から「(3) 個人型確定拠出年金の制度改正について」について説明
が行われた。

<質疑>

森戸委員長： これは、厚生労働省が作られた資料ですね。

事務局(大場部長)： はい、そうです。

森戸委員長： もちろん法改正の全体像で、その中にオンライン化っていうのが
大々的にといいますか、議論の整理でも、1ページ取ってこう載っ
ているわけで、非常に重要なことだという位置付けだと思います。

まさに連合会は大変だと思うのですけれども、非常に重要な役目
を担うということの表れかというふうに思います。

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

長沼委員： 戻って申し訳ないのですが、報告事項でデフォルトファンド
について、委員長がこれは公開されるのかというご指摘があったの
で一言コメントしますと、この制度が始まったときに、僕もちょっ
とそれは気になって、あんまりないとは思いますが、非常に、
何というのかな、一番いいですよみたいな感じのことを書くとその
ままオープンになるのかというふうなことは気になったので、この
委員会で数年前に指摘したことがあるのですけれども、そのときは
当時の部長が、出てきたのを載せるしかないというような話でして、
それはたぶん、法制的にはそれしかないのかと思うのですけれども、
あまりにも、これはどうなのかというようなことが出てきたときに、

改めて事務局と委員長で意見交換したらいかがかというふうには思っています。

森戸委員長： 今、そういうのがあるというご趣旨ではないですか。

長沼委員： そういう意味では全くないです。

森戸委員長： 分かりました。公開されることで、あまり恥ずかしいのは出せないから。でも他方で、それっぽい作文みたいにみんなまとまると、それはそれで良くないかもしれません。いずれにしても、今ご指摘あったようにしていただければというふうには思いますが、何かコメントありますか。

事務局(大場部長)： 私どもとしても、できる範囲ではございますけれども、中身につきましてはチェックをさせていただこうと思います。

辻委員： ある意味、こういうふうに公開するということは、それによって競争が図られる、商品の改善が行われる。例えば、信託報酬が低いことというようなことで、そういう意味での公開の意義もあるのかなというふうには思っております。

森戸委員長： はい、そのとおりでと思います。ありがとうございます。なかなか、ちゃんと読んでいくと面白い資料かという気もしますが、他にいかがでしょうか。

伊藤委員： 委員長が変わられたので、それを機にちょっと提案ですけど、検討していただければなと思うのですが、この会議がやっぱり重要だと思うのです。さっきから言っているような手数料問題なんか、ここでしか議論できませんし、そういう意味では、この委員会が行われているということが全然外に知られていない。

資料も公表されていないし、議事録も公開されていないことについては、いろいろ意見言って、こういうふうに変えてもらおうみたいな、個別審査的な議論になったらそこは難しいという気もするのですが、事業計画とか予算とかっていうのは、これ全然問題ないと思っていて、公開することに関して、少なくとも資料とか議事録とかの公開っていうことの可能性を検討していただけないものかなと思いますので、意見として言わせていただきます。

森戸委員長： はい、いかがでしょう。

事務局(大場部長)： 検討させていただきたいと思います。

森戸委員長： はい、それは検討事項ということにさせていただければというふうには思います。他にいかがでしょうか。取りあえず報告事項に関して、それからもし全般についてもあれば、ここで頂きたいと思いま

すが、よろしいですかね。

はい、ではありがとうございます。報告事項は終わりといたしまして、議事録署名人の指名をさせていただければと思います。本日の議事に係る議事録署名人については、荒井委員と伊藤委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(荒井委員、伊藤委員了承)

森戸委員長： ありがとうございます。これもちまして、本日の委員会は終了いたします。次回の日程に関しましては、事務局から別途ご連絡することになるかと思しますのでよろしくお願いたします。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。